## 論文審査の結果の要旨

氏名:福 森 憲 一 郎

博士の専攻分野の名称:博士(政治学)

論文題名:ガバナンス・ネットワークの機能不全に関する研究

審査委員:(主 査) 教授 博士(政治学) 岩 崎 正 洋

(副 査) 教授 博士(法学) 松元雅和

青山学院大学教授 博士(政治学) 松田憲忠

## 1 本論文の構成

本論文は、序章、第1章から第8章、終章の順で構成され、全10章からなる(本文194頁、参考文献および参考資料38頁、合計232頁)。

本論文は、「ガバナンスと代議制民主主義の両立可能性を明らかにするために、ガバナンス・ネットワークにおいて政府が果たす機能に正統性が与えられるかどうかを理論的に検討する」ことを目的としている。ガバナンス論、とりわけ、ガバナンス・ネットワーク論においては、メタ・ガバナンスに焦点が向けられており、政府の調整機能が重要であるとされている。ガバナンス・ネットワークは、公的ガバナンスに関わる相互依存的なアクターによって構成されるネットワークを意味し、政府がそこで果たす役割として「調整」がより重要になっている。社会が複雑化し、リスク化も高まることにより、社会における問題発見と問題解決の過程で、多様なアクター間の利害対立を最小化するために政府が果たす「調整」機能は、メタ・ガバナンスとして注目されている。政府による調整が必要となる場面は、通常のアクター間の相互作用が破綻し、何らかの問題が生じた場合や、アクターの行動を規定する前提条件について議論や交渉をしなければならないことが判明した場合である。これらの問題に対する政府の取り組みは、これまで前提とされてきたような、政治過程や政策過程そのものの再検討ないし再編成をもたらすこととなる。

その意味で、政府はメタ・ガバナンスにおけるメタ・ガバナーとして位置づけられるのであり、今後のガバナンスにおける最適な編成をいかにして見出すのか、いかにして実現するのか、いいかえるならば、政府はいかに統治における舵取りを行うのかが大きな課題となる。この点こそ本論文の問題意識に直結しており、本論文が「メタ・ガバナンスの正統性を取り扱うための分析枠組として、どのような視座が求められるのかをガバナンス論の研究蓄積を踏まえて検討を行う」必要性を示す点となる。本論文は、「ガバナンス・ネットワークにおいて不信が表明された場合、相互的な政治的リーダーシップの機能が抑制される」という仮説を設定し、政府の調整機能が上手くいかなかった場合をガバナンス・ネットワークの機能不全として捉えることにより、仮説を検証している。ここでいう「不信」とは、政府による調整の失敗によりもたらされる(政府に対する)支持の低下や不信の表明であり、それが結果的に抗議行動へと結びつく可能性をも包含している。ガバナンス・ネットワークの機能不全は、ガバナンスの担い手たる公的な諸アクターによるメタ・ガバナーたる政府に対する不信の表明を意味しており、既存のガバナンス研究においては正面から取り扱われてこなかった論点である。

本論文は、序章「ガバナンス・ネットワーク論の射程」で問題意識と仮説について説明がなされた後、第 1 章「ガバナンス・ネットワーク論の理論的基礎」では、先行研究で政府と他の公的アクターが統治に関与するものとしてガバナンスの概念が捉えられてきたことをふまえ、特にガバナンス・ネットワーク論における複数のアクター間の協働がどのように制度化されたり脱制度化されたりするのかという点に注目しながら、政府の機能がどのように変化したのかについて説明している。第 2 章「ガバナンス・ネットワーク論の展開」では、ガバナンスにおける諸アクター間の対立という問題に目を向け、ガバナンス・ネットワーク論の展開を説明している。メタ・ガバナンスに関する議論は、ガバナンス・ネットワークの失敗に対して、メタ・ガバナーの果たす調整機能の有効性を指摘しているが、メタ・ガバナーの正統性という点を考慮する

ためにはメタ・ガバナンスと民主主義とのかかわりに目を向ける必要が出てくる。

第3章「政治システムとサイバネティクス」では、ガバナンスの正統性について考えるために、政治システム論の枠組みを援用することにより、ガバナンス・ネットワークが目標設定を行う際に正統性が必要となるのはなぜかという点を論じている。とりわけ、政治システム論とサイバネティクス論との親和性、サイバネティクス論とガバナンス論との親和性について先行研究をもとに議論がなされている。第4章「ガバナンスと民主主義」では、民主主義におけるメタ・ガバナンスの正統性について論じている。特にメタ・ガバナンス論では、相互的な政治的リーダーシップの有効性が指摘されているとはいえ、どのような正統性が付与されるのかについては明確ではないため、ここでは民主主義における正統性に注目し、ガバナンスと民主主義の両立可能性について検討を行っている。第5章「対決の政治のネットワーク化」では、ネットワーク・ガバナンスの機能不全を考えるために必要となる論点に言及し、メタ・ガバナンスと正統性とのかかわりについて論じている。議会外における社会運動は不信の表明の一形態であり、政府が不信の表明に対してどのような調整を試みるのかという問題は、メタ・ガバナーの正統性の問題を考えることになる。

第6章から第8章までは、不信の表明に関する具体的な事例を取り扱っている。まず、第6章「金融危機をめぐる不信の表明」では、格差構造に対する異議申し立ての事例として OWS (Occupy Wall Street) 運動に注目し、米国オバマ政権の対応に対する不信の表明の事例を扱っている。第7章「人種をめぐる不信の表明」では、米国における人種格差構造に対する異議申し立ての事例として BLM (Black Lives Matter) 運動に注目し、トランプ政権の対応に対する不信の表明に関する事例を取り扱っている。第8章「社会格差をめぐる不信の表明」では、新たな階級区分の参加者によって構成される抗議運動の事例としてフランスの黄色いベスト運動に注目し、マクロン政権の対応に対する不信の表明の事例を取り扱っている。

終章「総括と展望」では、これまでの議論を受け、本論文の総括を行うとともに、今後の研究の展開に向けて本論文の抱えている課題について論じている。最終的に、本論文は、ガバナンス・ネットワークに機能不全が生じた場合に、相互的な政治的リーダーシップの果たす機能を明らかにすることがメタ・ガバナンス論の課題の一つであるという結論を導出している。

## 2 本論文の評価

本論文は、以下の三点を理由として、課程博士の申請論文として評価することができる。

第一に、本論文は、国内外におけるガバナンス論の先行研究を極めて詳細かつ広範に渉猟した上で、これまでのガバナンス論において言及されながらも、手つかずのままであった論点に正面から取り組んでいる点である。近年、メタ・ガバナンス論に注目が集まりながらも、屋上屋を重ねる研究がみられる程度であったが、本研究の結論において、ガバナンス・ネットワークの機能不全という点からメタ・ガバナンスにおけるメタ・ガバナーの役割に目を向ける重要性を指摘している点は、本研究のオリジナリティを示すとともに、手堅さを示すことにもなっている。

第二に、本論文は、現在のガバナンス論において、政治学における主要な概念(たとえば、統治、支配、権力、正統性、政府、国家、民主主義など)や理論(政治システム論、サイバネティクス論、民主主義論など)がどのように取り扱われ、どのように位置づけられているのかを極めて詳細かつ網羅的に提示しており、本邦における唯一のガバナンスに関する「理論」研究であると評価できる点である。ガバナンスの理論は内外ともに、さまざまな研究蓄積がみられるが、現時点において、これほど網羅的に議論をまとめたものはみられないように思われる。

第三に、本論文が既存のガバナンス論の延長線上に位置する成果としての「完結度」というよりも、不信の表明の具体例として多様な社会運動論に注目し、それらをガバナンスの事例に盛り込むことにより、ガバナンス論の新たな地平を切り開こうとしている点を高く評価することができる。この点は、ガバナンス論の対象領域を広げることとなり、先行研究の延長線上にのみ位置づけられるのではなく、ガバナンス研究の一つの分岐点を切り開く可能性さえ有している。

このように本論文を評価することができるとしても、いくつかの課題が残されていることも指摘せざるを得ない。

第一に、国内外のガバナンス論の先行研究とともに、政治学の関連分野の先行研究を極めて広範かつ網

羅的に渉猟している点が評価できる一方で、それが結果的に本研究の長所を薄めかねないという点である。 ともすれば、論点を多く詰め込みすぎてしまい、オリジナリティを欠くような印象を読者に与えかねない ことが懸念される。この点は終章でも若干の言及があり、申請者自身も自覚しているように思われる。

第二に,第5章までの理論に関する部分と第6章以降の事例に関する部分との関係がやや不鮮明な点である。本論文がガバナンス・ネットワークの機能不全に関する研究であるとはいえ,取り扱われている三つ事例がいずれも失敗事例であり,事例選択に関するより丁寧な論理展開や,成功事例を読者がイメージできるような工夫なども施されていれば、本論文がより体系性を色濃く出せるものとなったといえる。

ここで指摘した点は、本論文の学術的な価値を些かも損なうものではなく、今後の研究のさらなる発展を期待した上での建設的な指摘に過ぎない。本論文は、研究者の出発点に位置づけられる課程博士の学位請求論文であり、学位論文としての水準に十分に達していること、また、今後の研究遂行能力という点においても十分な基準に達していることという意味においても高く評価することができる。

## 3 結論

よって本論文は、博士(政治学)の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

令 和 6 年 1 月 11 日